

大阪府内の医療機関等事業者のみなさま

「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金（2回目）」のご案内 令和8年2月24日（火）10時から申請受付をスタート！

大阪府では、エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けている医療機関等（国又は地方公共団体が開設する施設を含む）の負担軽減を図り、安定的な事業継続を支援するため、物価高騰及び食材料費高騰に対する一時支援を実施します。

Q1. 一時支援金の申請受付期間は？

A1. **令和8年2月24日（火）午前10時から同年3月27日（金）午後11時59分まで**です。

※期限後に提出された申請はお受けできませんのでご注意ください。**必ず期限内の申請をお願いします。**

Q2. 一時支援金の種類とはどのようなものがあるのですか？

A2. 「物価高騰対策一時支援金」と「食材料費高騰対策一時支援金」の2種類があります。

Q3. 「物価高騰対策一時支援金」の対象となる要件は？

A3. 次の要件を満たす医療機関等は、一時支援金の申請が可能です。

【支援対象】

大阪府内に所在する保険医療機関（病院・診療所）、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所
※ただし、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて厚生（支）局長及び大阪府知事から承諾の通知を受けていない施術所、介護保険適用の訪問看護のみを行っている指定訪問看護事業所を除く。

【支給要件】

①令和8年1月1日から申請をした日までの間、申請施設において業務が行われていたこと

②申請をした日以後も申請施設に係る事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められること

※今年度1回目（令和7年9月19日まで受付）の支給を受けた施設も申請可能

Q4. 「物価高騰対策一時支援金」の額はどのように決められるのですか？

A4. 以下の区分に基づき支援金額を算定し、医療機関等からの申請により支給（口座振込）します。

区 分	支援単価
病院、2床以上の有床診療所	1床あたり 30,000円
1床の有床診療所、無床診療所、保険薬局、助産所、施術所、歯科技工所及び指定訪問看護事業所	1施設あたり 60,000円



©2014 大阪府もずやん

Q5. 「食材料費高騰対策一時支援金」の対象となる要件は？

A5. 次の要件を満たす医療機関は、一時支援金の申請が可能です。（「物価高騰対策一時支援金」と同時申請が可能）
【支援対象】 大阪府内に所在する保険医療機関（病院・有床診療所） 【支給要件】 上記A3と同じ

Q6. 「食材料費高騰対策一時支援金」の額はどのように決められるのですか？

A6. 次のとおり、支援金額を算定し、保険医療機関（病院・有床診療所）からの申請により支給（口座振込）します。
【支援金額】 $12,900円 \times 許可病床数 = 支援金額$

Q7. 一時支援金の申請手続きは？

A7. 対象となる医療機関等は大阪府に対して申請を行います。

◎支援金を申請する場合、電子申請（大阪府行政オンラインシステムでの申請）を原則とします。

◎前回申請いただいた方は以前申請したアカウントからご申請ください。

※支援金の支給をもって交付決定通知を行ったものとし、通帳等で支給額のご確認をお願いします。

Q8. 一時支援金の申請・支払いスケジュールは？

A8. スケジュールは次のとおりです。

・令和8年2月24日（火） 10時から受付開始

・申請受付後に順次、審査を開始し審査完了した順に支給する予定です。

・ただし、申請書類の不備等により支給が遅れる場合がありますのでご了承ください。

・令和8年3月27日（金） 申請受付締切

・令和8年6月30日（火） 支援金の支給終了予定

※電子申請のマニュアルや、支援金にかかるよくある質問等、支援金の詳細は、大阪府HPに掲載していますので、ご確認のうえご申請ください。

URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryokikaku/subvention/bukkakoutou.html>

【問合せ先】

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金 問い合わせ窓口

※令和8年2月24日（火曜日）10時より対応開始

電話番号：06-6944-6688（営業時間：平日9時30分～12時15分／13時00分～17時30分）



※R8年度に実施予定の「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」（国で直接実施中の病院を除く。）については、別途、改めて周知等を行います。